

5土(技)第363号
令和5年10月18日

関係建設業団体の長 様

愛媛県土木部土木管理局
土木管理課技術企画室長
(公印省略)

架空電線の防護措置に要する費用計上について(通知)

このことについて、四国電力(株)による架空線防護措置が、別添「建設工事等に伴う当社設備への建設用防護管取付に係るお申込方法および費用負担の見直しについて」のとおり、令和6年1月10日以降の申込み方法が変更となるとともに4月1日以降の申込み分から有償となります。

つきましては、当該費用の積算等について、下記の内容に留意いただくようお願いいたします。

記

1. 防護措置に係る費用について

共通仮設費の率分に架空線等事故防止対策簡易ゲート等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用等が含まれていることから、入札時には適切な費用を考慮することとしてください。

2. 留意事項

- ・防護管施工会社への依頼は受注者が行ってください。
- ・「建設工事公衆災害防止対策要綱」等により、架線等に近接した作業における必要な措置を講じるようお願いいたします。

問合せ先

土木管理課技術企画室技術管理係

瀧田、武田、星野

089-912-2648(係直通)